

なすしおばらパートナーシップ宣誓制度について

企画部 市民協働推進課

○ 目的

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓制度を導入する。

○ 根拠規定

なすしおばらパートナーシップの宣誓に関する要綱

○ 導入時期

令和4年10月1日

制度概要

1 対象

次の項目をすべて満たす者

- (1) 互いの人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続して共同生活を行うことを約した、戸籍上の性別が同一の2人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 市内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者（事実上の婚姻関係含む。）がないこと。
- (5) 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと。
- (6) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

2 宣誓に必要な書類

- ・ なすしおばらパートナーシップ宣誓書
- ・ 宣誓に当たっての確認事項
- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）

3 市が交付する書類

- ・ なすしおばらパートナーシップ宣誓証明書
- ・ なすしおばらパートナーシップ宣誓書受領カード

4 宣誓カードの提示により提供するサービス

- ・ 市営住宅への入居申し込み
- ・ 市営墓地の永代使用許可申請・承継届
- ・ 個人情報の開示請求申請 外

宣誓カード等交付までの手続きの流れ

①宣誓日の調整（事前予約） ⇒ ②宣誓（2名が揃って市民協働推進課ダイバーシティ推進係へ来庁） ⇒ ③宣誓カード等交付